

令和2年度第1回

市民動物園会議

会 議 録

日 時：2020年10月28日（水）午後1時30分開会
場 所：円山動物園内 動物園プラザ

1. 開 会

○事務局（加藤円山動物園長） 本日は、お忙しい中、市民動物園会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

2020年は、新型コロナウイルスの関係で、3月はお休みして、4月1日に再開したのですが、緊急事態宣言が出されたため、14日から6月2日まで臨時休園をせざるを得なくなりました。皆様には大変ご心配をおかけして、大変申し訳ございませんでした。

再開に当たっては、園内でのマスク着用をはじめ、手指や靴底の消毒を義務化し、屋外施設からオープンしました。その後、十分な換気対策を取りながら、7月1日には屋内と屋外のマスク着用エリアでのマスクを義務化して、全面開園ができる運びとなりました。

お客様は少しずつ増えてきておまして、トータルでいきますと、ゴールデンウィークや春先のウエートが大きいので、全体の4割ぐらいですが、各月で見ますと2割減くらいになっております。

これから冬になりますので、扉や窓などはなかなか開けられませんが、しっかりと機械換気をして、時々窓を開けながら、皆様が安全・安心で楽しめる動物園にしたいと考えております。

本日の会議におかれましても皆様にはマスクの着用をお願いしております。あわせて、1時間に1回ぐらいは換気をさせていただきます。

本日の議題は、昨年からの検討を進めさせていただいてまいりました札幌市動物園条例について、検討部会での議論が終わったので、その結果について報告いたします。また、ビジョン2050に基づいて策定しました実施計画の進捗状況についてもご説明させていただきます。

なお、本日の会議は、新型コロナウイルスの関係で、一般の方の傍聴の方の入室はなしにしておりますけれども、ライブ配信し、別室でご覧いただいております。

また、相原副議長、土田委員は所用につき欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、この間、円山動物園につきましては、新型コロナウイルスの関係で2件ほど報道がなされましたので、議事に入る前にその件についてご報告させていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○事務局（小原経営係長） それでは、新型コロナウイルスに関し、円山動物園で2人の感染者が出たということがありましたので、改めましてご説明いたします。

まず、1点目です。

今年の8月12日、閉園した後に円山動物園内で開催しました会議、これに12名が参加していたのですが、このうち、外部から出席した方1名が新型コロナウイルスに感染していたことが判明いたしました。

会議の後、発熱があったため、翌日、PCR検査を受けたところ、陽性と判明しまして、即、円山動物園に連絡が来ました。

この方から連絡があった後、関係した職員を自宅待機として、出勤させないという対応

を取りました。かつ、閉園時間中の出来事ということ、また、会議を行っていた場所はお客が入らないところでしたので、翌日以降も動物園は通常営業とさせていただきました。

ちなみに、感染者が1人出たところからスタートしましたが、ほかの者は感染していませんでした。

次に、2点目です。

円山動物園の総合案内業務に従事していた委託事業者の従業員1名が10月2日に新型コロナウイルスに感染した件です。

9月26日に体調不良になり、それ以降、出勤していないのですが、調子が芳しくないということでPCR検査を受けたところ、10月2日に陽性の判定が出たということです。

こちらでも委託事業者から連絡があり、総合案内窓口は消毒いたしました。なお、窓口は2人体制で業務を行っていただいております。そのため、一緒に仕事をしていただいても結果が出るまでの間は自宅待機とさせました。

この対策についてです。帰りにご覧いただければと思いますが、円山動物園では新型コロナウイルス感染拡大予防対策として窓口にはビニールのカーテンを天井からつり下げ、飛沫が飛ばないようにしております。総合案内の職員が新型コロナウイルスに感染しているのですけれども、ほかへの感染のおそれはないということで、消毒してから翌日も営業をさせていただきます。

なお、この件についても、1名が感染した以外は、職員、あるいは、委託事業者でも感染拡大はしていません。

○事務局（加藤円山動物園長） 我々にとって非常に身近な問題だと日々感じております。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降は吉中議長にお願いいたします。

2. 議 事

○吉中議長 皆様、こんにちは。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速、議事に入ります。

まず、お手元の資料を確認いたします。

次第、座席表、委員名簿、資料1-1から資料1-4、資料2、資料3が配られております。

次に、園長からもご紹介いただきましたけれども、条例の検討を行っていただきました条例検討部会の金子委員長に出席していただいているほか、伊勢副委員長にもご臨席いただいておりますので、ご紹介いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題1の札幌市動物園条例の検討結果報告書についてです。

皆さんもご記憶かと思っておりますけれども、前回のこの会議では、条例検討部会でどこまで検討が進んでいるのか、どういうスケジュールでやるのかといった話がありました。その後、園長からお話があったとおり、9回開催された条例検討部会での検討が終了したとい

うことで、本日は条例に盛り込む内容の報告書が配られております。

今日は検討部会の金子議長に来ていただいておりますので、まず、検討経過について簡単にご説明をいただければと思います。

○金子委員 皆さん、こんにちは。酪農学園大学の金子です。

条例検討部会の委員長を仰せつかりまして、9回の会議を持ちました。私が議長で、後ろにいるおたる水族館の伊勢さんが副議長です。

メンバーについては資料1-3をご覧ください。

動物園あるいは法律の専門家、そして、以前に市民動物園会議の市民委員をされていた方で構成しています。

全部で9回やったのですが、そのうちの数回はコロナの関係でオンライン会議としました。しかし、非常に盛り上がりまして、委員の方々からは、今までいろいろな委員会に出たけれども、こんなに白熱したものは初めてだったと言われるぐらいでした。

そもそも、どうして条例を検討したかについてです。

というのも、札幌市円山動物園ビジョン2050を去年の春に策定したわけですが、そのときは、吉中議長に検討委員会の委員長をしていただいて、取りまとめていただいているのですけれども、その中で条例をつくり、動物園の位置づけをきちんとさせようという提言が入っておりました。その後、市長の公約にも条例をつくり出すということが盛られたということで、頑張ってやりましょうということで検討が始まったわけです。

ただ、ビジョン2050もそうですが、きっかけとして、マレーグマのウッチーが死亡したという残念な痛ましい事故がありました。そのとき、市民動物園会議の中でもいろいろな議論がありまして、動物福祉を基本に置いて動物園を運営していくべきではないかという話とありました。

条例の話もそれに基づいて出てきたということもあったのですが、そもそも、動物園条例では何を指すのかについて検討部会でも温度差があったといいますか、動物福祉をメインに置くのか、ビジョン2050に盛り込まれた生物多様性の保全や環境教育に重きを置くのかというところで考え方が違うところがあり、最初の意見のすり合わせのところはかなり議論がありました。

ただ、市長の公約にあるのですけれども、生物多様性の保全と教育を動物園としてきちんとやっていく、そのときに動物福祉を前提にして行うのですということがありましたことから、動物園条例は生物多様性の保全と環境教育をベースに置いてやっていこうという考え方でまとめていきました。

加えて、もちろん、動物福祉については重要なので、動物福祉については動物福祉条例というようなものを別途つくってはどうかということを附帯意見として入れさせていただきました。

こういうようなことでかなり白熱した議論の中でまとまったものです。検討部会としてまとめたわけですが、この内容については動物園の森山係長から資料に基づいてお話をし

ていただければと思います。

今回、市民動物園会議に報告させていただきますが、その後、スケジュールについても森山係長からお話があると思いますけれども、市民動物園会議を経て市に上げて、議会で議論がなされ、パブリックコメントを行い、条例の制定を目指すことになっておりますので、皆様方の忌憚のないご意見をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○事務局（森山調整担当係長） それでは、動物園条例について説明させていただきます。

まず、資料の確認です。

資料1-1の条例の検討方法とスケジュールが載ったものがあります。また、資料1-3と資料1-4ですが、このセットが動物園条例検討部会から市民動物園会議に報告される書面となります。資料1-3は、開きますと検討結果の報告の総括文章が載っておりまして、裏面には名簿や開催結果などが載っております。そして、別冊としてある条例に関する提言書案が資料1-4となります。本日は、資料1-4を市民動物園会議から札幌市に提言いただく内容としてよいかどうか、過不足はないかを審議いただければと考えております。

そして、資料1-4の概要をまとめたものが資料1-2というA3判横の資料です。

事前にお配りしているものもありますが、本日、何か所か修正したものをお配りしておりますので、こちらをご覧ください。

なお、修正箇所ですが、資料1-4で3か所ほどございました。

表紙の裏面に「はじめに」という市民動物園会議から報告する文章がありますが、事前にお配りしているものには掲載しておりませんでした。今日はここも確認をいただきたいと思っております。

次に、7ページ、8ページに条例に盛り込む内容ということで前文がありますが、こちらにも修正が入りました。

次に、34ページの参考資料を掲載しているところですが、法令等関係規程類を追加しております。これは、検討の際に参考とした法律や国際的な目安となる基準などを一覧にしたものですが、部会ではこういったものに触れながら検討していったため、必要な情報であるということで追加させていただきました。

本日も審議いただく提言内容については、事前にお配りしましたので、中身は確認されているかと思っております。もしくは、ホームページには9回にわたる会議の配付資料や会議録を掲載しておりますので、ご覧いただいた方がいらっしゃるかもしれません。最後のほうになりますとタイトなスケジュールで回数を重ねたこともあり、会議録に更新されていないものもあります。先ほど7回目と8回目の会議録を公開させていただきましたが、9回目は未完成となっております。こちらはもうしばらくしたら公開する予定です。

それでは、資料1-2の概要資料に基づき、中身の説明をさせていただきます。

資料1－4の提言書案の該当するもののページ数も付記しておりますので、資料1－4もあわせてご覧ください。

まず、条例の必要性、意義についてです。

提言書案の1ページから4ページとなります。

部会では、必要性、意義から議論が始まりましたが、ここには5点ほど載せております。

(1)は、動物園及び水族館その他動物展示施設、以下、動物園等と表現しておりますが、そうした施設に求められる社会的役割です。国際的な動向を見ても生物多様性の保全への寄与が求められているという状況をまとめております。

(2)は、動物福祉への配慮です。近年、この考え方の普及が急速に進んでおります。

(3)は、国内法令の現況です。現行法令の中には動物園が生物多様性の保全と動物福祉の両方を動物園が行っていくことを規定しているものはありません。

(4)は、札幌市の政策目標です。生物多様性の保全を進めていくという政策目標がある中、動物園はその取組を推進する必要性があり、これらについては、円山動物園に限らず、市域の動物園の取組も含めて推進していき、あわせて、市民意識の向上も必要になってくるということです。

(5)は、円山動物園の運営の根拠です。昨年、運営方針をビジョン2050で定めましたが、生物多様性の保全、環境教育、調査研究を将来にわたってやっていくための根拠として規定する必要があるということです。

こうした背景の中で検討されたのが2の条例の構成及び盛り込む内容です。

提言書案では4ページ以降となります。

まず、条例の概念図を載せております。

検討された結果、この条例はどういったことを実現していくものになったのかを表しております。

左上の動物園水族館の活動ですが、こうしたところが条例で規定した取組を行うことによって、市民に対し、地球上の生き物の保全に貢献したり、自然を感じる機会や豊かな人間性を学ぶ機会を提供したりすることができます。そういった取組をする中、市民の方々には動物園の保全の活動について理解いただき、または、支援、協働をしてもらいながら動物園の活動をこのサイクルの中で推進していき、そうしたことで野生動物の保全や生物多様性の保全に貢献するということを実現していくということです。

以下は、条例に盛り込まれる具体的な内容となります。

前文、第1章から第6章という構成となっております。

それでは、前文です。

提言書案では、8ページから8ページとなります。

条例の理解を深めるためには、第1章から第6章では表現し切れないもの、背景が分かりづらいもの、書き切れないものがありますので、そういったことを記載してはどうかということが提案され、設けました。

ここには、条例を制定する経緯、円山動物園をはじめ、市内の動物園が生物多様性の保全を目的に運営し、その運営には良好な動物福祉の確保が必要だということをうたっております。

続きまして、第1章の総則です。

提言書案では、9ページとなります。

総則には、目的、定義、基本理念、市の責務、市民、事業者の責務がまとめられています。

条例の目的です。

野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを大目標として掲げ、そのために動物園等の活動の基本理念や責務等を明らかにするとなっております。

次に、定義です。

野生動物、水族館や昆虫館も含めた施設である動物園等、動物福祉、生息域内保全、生息域外保全、累代飼育についてまとめられておりますが、特に下線を引きました動物園等という定義と動物福祉の定義はこの条例の肝となるところでして、これを決めることが条例をまとめる上でのポイントとなりました。

動物園等につきましては、主に野生動物を飼育展示し、繁殖及び累代飼育を目指し、野生動物の保全に関する研究及び教育を通じて生物多様性の保全に寄与する施設としました。

この内容について補足しますが、「主に野生動物を飼育展示し」ということで、家畜やペットを飼育している施設については対象にはならないということです。また、「展示飼育」という言葉のとおり、動物を飼っていても展示していなければ動物園には該当しないということです。

しかしながら、動物を飼育し、展示するだけでもこれからの動物園としては不足していることから、繁殖、さらには、何代にもわたって繁殖するという累代飼育を目指して活動しているかも大事だということで、このような文言といたしました。

そして、保全に関する研究、教育を通じ、来園者や市民に生物多様性の重要性を伝えていくという役割を担っているということを書きました。

もう一つの動物福祉についてですが、これについては議論がいろいろと分かれました。今まで、円山動物園のビジョンでも使っている言葉として、動物の環境をよくすること、動物が幸せになることなど、何かいい状態にするというような言葉として使われていました。

しかし、この定義を考えると、先ほど参考条例で法令等の一覧をお示ししましたが、陸生動物衛生規約を定めている国際動物保健機構（OIE）というところがあり、そこの定義が一般的に理解されているということで、そこから持ってきた内容となっておりますが、科学的指標を用いて客観的に判断される動物の身体的及び心理的な状態としました。

このように状態ということで、いい状態もあれば悪い状態もあって、流動的に動くもの、

今日の前にいる動物の状態のことを指すということです。そして、その状態をよくするために環境を改善したり、栄養状態や行動の工夫をしたりしていきましょうという考え方を決めました。

次に、基本理念についてです。

ここでは三つを挙げております。

一つ目は、生物多様性の保全を目的に運営し、良好な動物福祉を確保することを基本とするというものです。二つ目は、自然や生物多様性を認識し、豊かな人間性を育む機会を提供することというものです。そして、動物園等の活動は市民との協働を下に行うことというものです。

次に、市の責務がありまして、動物園等を支援する総合的な施策の策定を盛り込んでおります。市としては、動物園条例で定める生物多様性の保全の活動を推進するため、様々な施策を考えて実施していく責務があるということも明記しております。

また、動物園等の適正な運営をするということも書かれておりまして、これは市が設置する動物園ということで円山動物園のことになります。

次に、市民、事業者の責務ですが、動物園が行う保全活動への理解、支援、あるいは、日常生活等で実践していくことをうたっております。

続きまして、第2章の動物園等についてです。

提言書案では、14ページとなります。

この章では、市が考える動物園等が生物多様性の保全のために実施すべき事柄を規定しております。円山動物園以外の市内の定義に該当する動物園が行うこととして三つを挙げておりまして、保全のための措置、良好な動物福祉の確保、活動情報の公表です。

続きまして、第3章の登録についてです。

提言書案では、18ページとなります。

検討する中でこの条例をどういった施設に適用させるのかという議論があり、その中で、動物園等の定義に該当しており、一定の取組を行っているところだろうという検討がなされましたが、それをどうやって把握するのが課題だとされました。

その方法として、自分のところではこういう取組をしっかりとやっていますと手を挙げていただき、第三者委員会により取組がちゃんと行われているかを審査し、条例で言う動物園等に該当するというお墨つきをもらうということです。

登録されれば施設名や取組が公表されることとなりますが、それだけでは手を挙げるメリットとしては少ないだろうということで、技術的な支援や補助金が出されるということになれば、それを目指してしっかりとした取組を行っていく施設が増えていくだろうと考え、このようになったところです。

続きまして、第4章の円山動物園についてです。

提言書では、22ページから28ページとなります。

第2章の動物園等にある取り組むべき内容を踏まえ、円山動物園ではどう取り組んでい

くのかという基本的な事項をまとめられております。

(1) の運営方針及び実施計画の策定は、昨年に策定したビジョン2050、そして、今日お手元に配られました実施計画を指しますが、その根拠となるところです。

(2) の良好な動物福祉の確保のために円山動物園はどうすべきかですが、円山動物園では、動物福祉委員会という組織を設置し、動物福祉規程をつくり、動物福祉の確保のためにどういうことをするのかをちゃんと決め、取り組むことが盛り込まれております。

飛びまして、(4) の動物の展示及び教育活動における原則です。直接接触、いわゆる野生動物との触れ合いを指しているのですが、餌やりなど、動物に直接接触するプログラムがいろいろな園館で行われていますが、円山動物園では原則禁止とすることが盛り込まれました。

これは、接触することによって野生動物と人間との距離感を見間違えてしまうというような考えから出てきたものですが、餌やりをするときに動物が寄ってきて、そのときに動物が人間と同じような感情を持って、人間と同じような反応をすると誤認してしまうことがあるので、触れ合い体験はやらないということを盛り込んではどうかとなりました。

あわせて、動物に服を着せる、自転車に乗せるなど、擬人化についてもしないということも盛り込まれました。

飛びまして、(9) の人材確保及び人材育成です。部会でも、良好な動物福祉を確保するには質の高い獣医療が必要で、さらには、飼育管理も福祉向上のためにやっていかなければならないという議論がなされ、野生動物を診ることのできる専門の獣医師を配置することが大事ではないかとなりました。札幌市では動物園専門の専門獣医師を採用する制度にはなっていないことから、専門職化してはどうかということが盛り込まれております。

また、飼育員に関しては、すでに動物専門員として採用し、配置しておりますが、その根拠も盛り込むべきではないかという話からまとめられたところです。

続きまして、第5章の基金についてです。

提言書案では29ページとなります。

これらの動物園の取組を推進するため、市民の善意の寄附を積み立てるための基金を設けてはどうかという議論から盛り込まれました。

円山動物園の保全や動物福祉向上のための動物収集、施設改修のために充てます。また、登録制度で登録された施設に補助金を出すための原資にしてはどうかということも書いております。

最後に、第6章の市民動物園会議についてです。

提言書案では、30ページとなります。

現在は、円山動物園の運営方針について審議する会議体として設置されておりますが、この条例が制定された以降は、この条例の推進を検討する会議、そして、これまでどおり、円山動物園の運営に関する審議を併せて行う機関として位置づけてはどうかということで盛り込まれました。

以上が構成となります。

先ほど金子委員からも話がありましたが、この議論の中では、動物福祉を向上させることについてかなり議論がされました。今回の条例は動物園の定義に当てはまる施設を適用する条例として動物福祉の向上を求めていくことになっておりますが、動物園の定義に当てはまらない動物を飼育している施設の動物福祉を向上させる条例も検討すべきではないかという議論があり、附帯意見として動物福祉条例の検討が盛り込まれております。

また、定期的な条例の見直しが必要ではないかということも書いております。

提言書案の説明については以上となりますが、ここで資料1-1をご覧ください。

今後どのような流れで進んでいくのか、検討の方法というページで確認いたします。

現在、上の図の左下の市民動物園会議で検討報告書を確認しているところです。ここで提言書の中身が審議され、これで提出できるとなりましたら、札幌市に提言書が提出されます。その後、札幌市では、提言された内容をどのように条例案として反映すれば実現できるのかを十分に協議し、条例案をつくり、市民にパブリックコメントを通してご意見をお聞きし、それを反映した条例案を議会に提出することになります。

それをどのようなスケジュール感で進めるかが下のスケジュール表となります。

本日、10月28日に審議いただいた中身で異論がなければ、最短で来月の11月もしくは12月初めに札幌市へ提言書として提出していただき、その後、条例案の検討が庁内で行われ、来年の2月から3月に市民から意見を聞くパブリックコメントを実施し、その結果を市民動物園会議に報告させていただき、来年の5月から6月に行われる第2回定例会に上程させていただければと考えております。

今日、いろいろとご意見をいただく中でもう少し慎重に検討すべきものがあれば、スケジュールは少しずつ後ろにずれていくかと思いますが、今のところはこのように考えております。

○吉中議長 大変詳細なご説明をいただき、ありがとうございます。

9回にわたる熱心なご議論でここまでまとめていただいたことに感謝いたします。

今、事務局からご説明をいただきましたが、金子委員、あるいは、伊勢さんから補足すべきことはございませんか。

○金子委員 大丈夫です。

○吉中議長 今回、検討部会から動物園会議に報告書という形で具体的な提言内容をいただいたわけですから。今日、皆さんからご意見をいただき、ブラッシュアップすべきところがあれば行って、札幌市に対して市民動物園会議として報告書を提出いたします。

まず、今後の進め方も含め、全体的なところについてご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、具体的な中身を見ていきます。

資料1-4をご覧ください。

まず、「はじめに」が書かれておりまして、その後に提言が続きます。

目次の左側にある「はじめに」は、検討部会から動物園会議に提出していただいた文言と同じですが、これを市に提出するということです。

次に、目次、「提言にあたって」とありますが、7ページからは具体的に条例に盛り込む内容が書かれております。

ここまでのところで何かございませんか。

○宮本委員 最初の「はじめに」の3行目くらいで引っかかりました。

「親が子どもを連れ、思い出をつくる場所」とありますよね。昔の動物園のイメージがそうであったということなのでしょう。「提言にあたって」の令和2年度第1回市民意識調査の報告書とあるように、そう出ているのだと思うのですが、ちょっと気になりました。

ですから、「提言にあたって」の(1)の書き方ですよね。

令和2年度第1回市民意識調査報告書では、動物園はこういう評価がされ、こう理解されているというような市民の理解がこうであるという考え方をに入れて、市民動物園会議で親が子どもを連れ、思い出をつくる場所とは認識しているわけではないとしていただいたほうがいいといたしますか、私自身はそう思っていないということです。

親が子どもを連れてくる場所ではないし、思い出もつくる場所でもない、人を育てる場所ということではないかと思いました。

次に、前文についてです。

気になっていることが結構多く、その前の「提言にあたって」に書かれている内容が前文にもっとはっきり書かれていればいいなと思ったのです。

最初の戦後まもない云々とありますが、この文章がありますと、戦中の動物園の悲しい物語がいっぱい思い出され、すごく悲しい気持ちになるのです。特に、円山動物園については、こういう振り返り方でなくてもいいのかなと思います。戦中にはなかったということもありますし、いいのではないか、導入としてはどうなのかなと思っていました。

そこで、前文に何を書いてほしいかです。

最近、学術的、アカデミックな議論がどうも軽んじられている社会になっているのかなと思ってまして、知識として、動物福祉の先進国や世界の水準がどういうものなのかなという位置づけをもっとはっきり書いたらいいのではないかなと思っております。日本のことだけ、隅を突くような批判ではなく、グローバルに見た水準を円山動物園として表現していただきたいなということです。

もう一回言うと、「提言にあたって」に書かれているものが前文にもっと明確に出ているといいなということです。

また、北海道の北方圏の中心的・中核的都市としての動物園の位置づけがあるのではないかと考えています。例えば、ホッキョクグマの繁殖にしても、南のほうでやるより、コストをかけずに有効にできるはずだと思ってまして、そういう立地や気候のポイントをもっと出してもいいのになと思いました。

○吉中議長 「はじめに」の3行目の文言について、それから、条例に盛り込むべき内容

の前文にもう少しグローバルな視点を、具体的には、「提言にあたって」に書かれてあることを入れてもいいのではないかということでした。それから、円山動物園ならではの強みといますか、特徴をもう少し書き込んでもいいのではないかということです。

ほかにいかがでしょうか。

○有坂委員 宮本委員のおっしゃっていた「はじめに」の3行目のところは私も同じように感じました。家族の在り方もそうですし、親と子どもだけが利用する場所ではないと思います。保全や教育を強化していくのであれば、違う書き方があるのではないかと思います。

次に、少し細かいところですが、2段落目の最後の「生物多様性を損なう行動をしていれば動物園の存在意義にも関わる大きな問題にもなり得ます」の「も」は要らないのかなと思いました。

また、1ページの「提言にあたって」のところですが、これも宮本委員の意見に似ているのですが、①の2行目に「SDGsの目標の達成の観点からも」とありますが、SDGsについては、ここで初めて出てきますので、正式名称を書いた方がいいと思います。

また、生物多様性の保全に関わるSDGsのゴール、ターゲット間の関わりについて、大量生産、大量消費、大量廃棄と関わっていること、住みやすいまちづくりに関わっていることなど、もうちょっと視点を広げて書いていただくとSDGsをここに入れる意味が明確になると思います。SDGsのことを書くのであれば、環境だけではなく、幅広い目標に生物多様性が関わっていて、その保全に動物園が貢献するということだと思います。

また、国際的な視点という意味では、先月、生物多様性事務局が地球規模生物多様性概況の第5版を出したばかりです。今年が愛知ターゲットの目標達成年でしたので、生物多様性に関し、世界や日本において、2010年から2020年までの10年間の評価が発表されています。20個の目標を細分化し、60個の項目について、達成できたのかどうか評価されているのですが、達成できたと評価されたのは、そのうち七つだったのです。

この状況は悲惨です。そうしたことを含め、国際的な視点からも書いていただくと、いかに生物多様性が危機的状況にあって保全が重要であることを伝えることができると思います。

種の多様性や保全に動物園が重要な役割を果たすという意味や理由づけにもなるのではないかと思います。

次ですが、世界的な状況に対して動物園ができることのほか、ローカルな生物多様性について動物園ができることがあると思います。円山動物園には日本にはいない動物が多いので、国外の、北海道ではないところに住んでいる動物たちの保全がイメージされがちです。それも非常に重要ですが、宮本委員も先ほど言っていたように、札幌市ならではの、あるいは、北海道など地域の生物多様性に配慮する、よりかいふくしていくということをちゃんと語らないと、市民が参加する意味が理解されないのではないのでしょうか。北海道で初めてできた動物園であり、北海道の人口の3分の1が札幌市に集中しており、札幌市は

札幌市だけのことを考えるのではなく、北海道全体のことを考えていかなければならないと思っています。

身近に感じてもらうというのはそういうことだと思うので、地域の生物多様性といえますか、地域の生き物がどういう状況にあるのか、この地域にはどういうものが住んでいるのかをもっとしっかり伝えていくのが札幌市立の動物園だからこそやるべきことではないかと思います。そうしたことがあまり見られなかったので、地域の生物多様性の保全もちゃんとやりますと書いていただければと思っています。

実際、円山動物園では、ニホンザリガニやコウモリ、オオワシなどに猛禽類の野生復帰など、いろいろなことをされているのに、それが表現されていないのは非常にもったいないと思いました。

○吉中議長 まず、前文については、まさに前文ですので、全体に関わることで、円山動物園だけに適用するのではなく、一步引いたグローバルな視点も書くべきところですが、市民に訴求していくためには身近なものについても言及してもいいのではないかということでした。

ただ、22ページ以降で円山動物園についてはこうやりますということが別立てでありますので、そちらとのバランスといえますか、どこに何を書くかは整理が要るかなと思います。

こういうことについて検討部会ではご議論になりましたでしょうか。

○金子委員 先ほど申しましたように、この条例の発端となっているのが円山動物園ビジョン2050で、検討部会においても当初は円山動物園の条例をつくるということも少しはあったのですね。ただ、市長の公約は、円山動物園の条例をつくるとはなっておらず、札幌市として動物園の条例をつくるということだったのですね。それもあって、構成についても紆余曲折し、円山動物園の条例における位置づけについてもかなり議論になりました。

そこで、この条例自体は、札幌市にある動物園、該当するところ全てを対象にするのだということに落ち着いたのですけれども、そこに規制的なものをかけるのかという話になったとき、それは難しいだろうというような話が出て、そこから登録制というアイデアが出てきたのです。

生物多様性の保全や環境教育、動物福祉をその園としてやりたいといって手を挙げたところに条例の網をかけ、規制だけではなく、技術指導や財政的な支援など、これらがどうなるかはこれからだと思うのですが、そういうインセンティブを与えるようなものも入れようということで第2章と第3章が出てきたということです。

今、宮本委員、有坂委員からご指摘があったものはまさにそのとおりだなと思いましたので、市民動物園会議としてそういうことを盛り込んで、報告書を変えていただければなと思いました。

ただ、今お話ししたとおり、円山動物園の位置づけは検討部会の中でもいろいろとあっ

て、最終的には動物園条例がカバーしていくのは札幌市の円山動物園を含む登録された動物園が対象になるということです。

○吉中議長 前文のところでは、もう少しグローバルな視点を、あるいは、生物多様性の観点からどういう危機的な状況になっているのかをもう少し強調する、さらに、北海道あるいは札幌市でこの条例をつくるということで、札幌市民との関係性についてもう少し書き込んではどうかということがありました。ただ、それに当たっては、後ろの円山動物園の在り方、ビジョン実現に向けてやるべきこと、気をつけることを第4章で書き込んでいくということでした。

その他、前文までのところでご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、先に進めさせていただきます。

次に、総則についてです。

目的、文言の定義ですが、非常に分かりやすく書かれているかと思います。

9ページから14ページまででいかがでしょうか。

条例で使う言葉はどういうものを明確にしているところだと思います。検討部会の委員の方々は専門家ですので、そういう視点で詰めていただいたのだと思いますが、市民という視点から理解できるのかということからご意見をいただければと思います。

○有坂委員 ここだけではないのですけれども、文章中に示されている定義がどこから持ってきたものなのか参考資料や引用文献を示してもらえたらと思います。法令等関係規程類が一覧としてありますが、ここに書かれていることの根拠を情報としてつけていただきたい。

科学的な根拠は非常に重要だと思います。見ない人は見ないでしょうけれども、なぜそういうふうに見えるのか、定義は何を元としているのかをしっかりと情報提供していくことがこれからはより重要になっていくと思います。ですから、文献なり参考資料を示し、書かれていることの根拠をしっかりと明示していただければと思います。

○吉中議長 ここに書かれてある定義については、多分、今までの論文あるいは報告書等書かれてあるものから引いてきたものもあれば、検討部会でまさにぎりぎり議論されて決まったものもあるのではないかと思います。

参考とされた制度や法律のリストはつけていただいています。もし可能であれば、今、有坂委員がおっしゃったような引用文献のリストをつけていただくことはできるのでしょうか。

○後山委員 いろいろな意見があると思うのですけれども、全部に文献をつけると、どこどこが引用しているかを読むのが難しいと思うのです。全てがいろいろなものから勉強し、引用しているのだと思うのです。ここはこれを引用しましたと決めつけることが難しいのかなと思いますし、そこまで必要ないのではないかなと思うのです。

もう一つです。

「はじめに」の気になるところがあるということについてですが、僕は、親が子どもを連れて思い出をつくるというのは間違っていないと思います。僕もそうで、父、母、おばあちゃんに連れてきてもらい、思い出に残っています。ですから、これはこれで間違っていないと思うのです。それに、これは文章の好き好きですので、委員としてはある程度は認めていかないといけないのかなと思ったので、申し上げさせていただきました。

○吉中議長 ほかにございませんか。

○太田委員 「市民の責務があって、日常生活に営むように努めるものとする」とあるのですが、責務があってと言われても市民に理解されないだろうと思います。ですから、「分かりやすく公表します」も、太字で「インターネットを活用して」としかなく、これは、どのようにお考えだったのでしょうか。つまり、市民が分かりやすく情報を取るためにはインターネットを利用するしかないと読んでいいのですか？

また、お2人がおっしゃったので、「親と子どもが」という議論になっているところは私も大変引っかけました。親や子供がいない市民も当然いますし、また、子供たちが親だけに連れてきてもらうところではないでしょうし、とても違和感があります。発言させていただきました。

○吉中議長 まず、18ページの活動情報の公表についてです。

確かに、太字で書かれてあるところは「インターネット等を活用するなどして」と「など」が重なっています。これはどこまで例を挙げるのかはあるかもしれません。

また、その前の段落では、「ホームページや紙媒体などを通じて分かりやすく公表することが望まれます」と書いてあるので、インターネットだけではないということは分かると思うのですが、強調するのであればもう少し気をつけたほうがいいのかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○金沢委員 条例の必要性のところにも書いてあるのですが、市民意識の醸成を図るということについて、資料1-4の12ページの下から6行目にある動物園等の活動はというところですか。

動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供するということは分かるのですが、提供できた結果をどうやって表示するのが疑問に思いました。もし提供されたということが分かるような、今まではできていなかったけれども、提供できたのだという結果を出せる方法があれば明記したほうがいいのかと思いました。

○吉中議長 この条例ができた後、条例に基づいた活動がどう進捗しているのか、していないのかをどこで評価するのかというご質問だったかと思いますが、これについては後ろのほうに書いてあったような気がしています。

市民動物園会議について30ページに書かれてありますけれども、市民動物園会議の位置づけが少し変わり、その中で条例全体の評価を行うということによろしいのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 市民動物園会議の場でそういった活動がどのくらい行われたかを見ていただく場面が出てくるだろうと思います。

また、提供した結果、どうなったかについてです。

各動物園でそういった活動を行っていかねばならないわけですが、第2章の18ページの先ほどの活動情報の公表というところで公表されていくものという認識で検討部会では話されていました。

円山動物園についても、第4章では、29ページの市民等との情報共有というところで、市民に理解し、協働してもらうために情報を知ってもらう必要があるとあり、どのような活動をしているかを伝えることを書いておりました、ちゃんと伝わったかはその公表の取組の中でやっていくことが想定されております。

○吉中議長 登録していただいた事業者については、第3章の規定で見て、また、登録のところでは第三者委員会を設置し、審査するということが書かれておりますので、そこでも見ていくということです。また、円山動物園に関しては、今のご説明のとおり、29ページに少し書かれておりますけれども、全体については市民動物園会議でも議論を続けていくということかなと思います。

ほかにございませんか。

○太田委員 先ほどの発言に加えて申し上げたいのですが、円山動物園の情報発信に関しては、他の動物園等と比べ、うまくいっているとお思いなのか、それとも、問題点があると感じていらっしゃるのか、事務局としてはどういうお考えでしょうか。

と申しますのも、SNSに関して、先日ご説明いただいた中では、札幌市の決まりで、SNSは1コンテンツしか使えないと伺っていましたので。条例ができたとしても、動物園のことや動物園が好きな人ではないと市のホームページから情報をわざわざ取りにいかないと思うのです。市民としては誇らしい条例ができたことをどう伝えるかまで今どきは担保しないと、条例を作った意義がないと感じていますが、どのようにお考えでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） 情報については伝えるのと伝わるのでは違うのですね。我々の伝え方もまだまだ足りないし、伝え方も拙いと思います。ですから、成功していませんし、うまくもいっていないと思います。

また、先ほどのSNSについては、札幌市のルールとして1コンテンツしか使えないということがあって、円山動物園では超えられない壁ですけれども、ほかにも道はあるかと思っております、それを使うということは必要かと思えます。

また、条例を伝えていくには報道機関の力を借りないと伝わっていかないところもあるのかなと思っておりますので、これについてはいろいろと協力を仰ぎたいと考えております。

そして、条例上で情報提供すると言っているところについては、先ほどの18ページのことですが、部会では、例えば、紙媒体にすると、年に1回、月1回となるので、常に情報を出し続けるという意味で出しやすいのがインターネットではないかということが議論されていました。

円山動物園で情報提供すると条例で言っているわけですので、今までのやり方に加え、

どういうやり方であれば伝わるのか、あるいは、どうすればいろいろな人に興味を持ってもらえるかはしっかり考えていかなければならないと思っております。

○太田委員 新聞も読まなくなった、テレビも見なくなった、紙媒体というものが若い世代は全く読まなくなった昨今、市民の責務として、日常生活をこういうふうに営みなさいという条例をつくろうとしているのであれば、きちんと情報ツールを使って伝えるというところまで担保しないと問題ではないかと個人的には思うということです。

○吉中議長 条例にどこまで具体的に書き込むかは別ですが、しっかりと発信していかなければならない、情報共有をしていかなければならないということは円山動物園に関しては29ページに書かれております。今後は、具体的に何を使うのが効果的なのか、どういうチャンネルで発信すべきはさらに詰めていただきたいと思います。

続いて、14ページ以降の動物園等についてです。

動物園全体のことが書かれてある章ですが、登録をしていただく事業者にももちろん適用されるということで、登録とはどういうものなのかを書いているということですが、何かご意見はございませんか。

○太田委員 とても細かく書かれており、市民としては大変うれしく思います。

ただ、視点が変わりますが、スタッフの負荷が増えることが心配です、

例えば、こういうことをやっていないではないかという声が市民から出される可能性もありますよね。この条例をスタッフの皆さんはどう思っているのか、参考までお聞かせいただければありがたいです。

○吉中議長 円山動物園の取組に関してということですか。

○太田委員 動物園条例も含め、今回の条例について、スタッフの方は歓迎されているのか、仕事が増えて文句が出る可能性が高まったわけですが、現場の方はどう考えているのかを少し心配したもので、議論とは少し離れますが、教えていただければということで発言しました。

○事務局（加藤円山動物園長） 円山動物園に関しては、条例があろうがなかろうが、ここに書いてあることはやらなければいけないのです。ですから、前向きに捉えるしかないと思っております。

ご心配いただいたように、負荷がかかり過ぎというのは困るのですが、バランスを取りながらと思います。また、一足飛びに、条例ができた時点でこれを全てクリアしていなければならないわけではなく、クリアするために常に努力をしていくということで、前向きに進んでいくしかないのかなと思っております。

○吉中議長 28ページに人材の確保、人材の育成について書かれておりますけれども、これからこれが条例として市役所の中で議論され、市議会にかけられていく中で人事の充実がどこまで認められるのかは我々もしっかりと見ていきたいと思っております。

ほかにございませんか。

○宮本委員 感想ですが、登録という方法を取ったのはなるほどなと思いました。条例を

つくっているときから某施設はどうするのかなど思ったからです。こういう方法でよかったなという感想です。

それから、基金についてです。

大丈夫かなと思っているのですが、寄附はどういうふうに動いていくのかです。

例えば、札幌市にさぼーとほっと基金ができたとき、基金自体は非常によいもので、寄附も増え、起業家としては税金がかからないなど、いろいろなメリットもあるのですが、市民団体としては寄附を直接いただければ人件費に使えるのです。でも、札幌市を通されますと使えないのです。そのため、事業はできても、使う私たちが疲弊して終わるという悪循環が出てしまい、もはや私たちでは使いません。

ですから、人を使えるお金の流れと事業のためのお金を意識していただきたいというのでしょうか、NPOとしてはそこを強く言いたいです。

それから、附帯意見についてです。

(1)の動物福祉向上につながる条例の制定を検討すべきということですが、これは動物園会議がこれから取り組んでいくということなのですか。

○事務局(加藤円山動物園長) 札幌市がということです。

○宮本委員 私は、お祭りのときの亀釣りをどうしてもやめてほしくてしようがないのです。アメリカ何とか亀を釣って、子どもが持って帰るのですが、育てられず、捨てられていくわけです。あれはやめてほしいのですね。それがどうにかならないかと考えているので、どこに聞いても止められないということなのです。

(1)でそれが言えないものかと思っています。

○吉中議長 どんどん先に進んでいただいて、ありがとうございます。

動物福祉条例については、別途、検討すべきという附帯意見をいただいて、札幌市としては、それを受け止めていただき、具体的な作業を進めていただければありがたいと思います。

それから、登録制度について感想をいただきました。

ほかに、登録のところで何かございませんか。

罰則や規制ということではなく、登録していただいて、みんなで動物園の役割を高めていこうという趣旨なのかなと理解しましたが、いかがでしょうか。

○有坂委員 登録をされた後、それが取消になることもあると書かれておりますが、一旦登録されればそれは難しいと思うのです。ですから、登録のハードルを若干上げてもらえると信頼性が高まってではないかと思いました。ハードルが高いと広がらないということではなく、ちゃんとやっていることの証明になるようなブランディングのために運用されるといいと思いました。

○吉中議長 19ページにあります。第三者委員会を設置したとき、具体的にどういふふう審査していくのかということかなと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 第4章が円山動物園の規定を設けた章ですが、何かございませんか。

○伊藤委員 23ページの円山動物園の動物福祉委員会が出ていますが、これは、基本は円山動物園の動物福祉のことをやると思うのですが、札幌市内の動物園や水族館が登録された場合、そこで動物福祉委員会をつくるのか、それとも、円山動物園の動物福祉委員会のほかのところもチェックするというイメージなのでしょうか。

○事務局(森山調整担当係長) 検討部会で検討された内容について説明いたします。

動物福祉委員会は各園館で設け、それぞれで運用していってもらうということになります。ただ、ここの第4章の動物福祉委員会とは、あくまで円山動物園の規定や運営について議論する場となります。

○伊藤委員 そうすると、登録に当たって各園館は動物福祉委員会をつくらなければならないということですか。

○事務局(森山調整担当係長) 規程を持ち、それを見直し、改善し、よくしていきましようという在り方を書いているところで、委員会をつくることまでは示していないところです。

また、登録園館に求める要件が18ページの(10)にありまして、19ページの6番目の項目にも良好な動物福祉の確保への取組が実践されていることとあるのですが、委員会がなければだめだという意味合いで設けられたわけではなく、しっかりと規定を設け、それを運用していく体制を見るべきだということでまとめられました。

○伊藤委員 ほかの動物園の動物福祉の状況をチェックするのは登録に関わった第三者委員会というイメージですか。

○事務局(森山調整担当係長) 登録したいと手を挙げていただいた施設については取組を見る機会があり、第三者委員会が判断することになります。最終的には、登録という手続をするのは札幌市になるわけですがけれども、適正かどうかは第三者委員会が公平に判断するという仕組みとなります。

○吉中議長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、先に進みまして、先ほど宮本委員から基金の運用をしっかりと考えてほしいということがありましたけれども、第5章の基金についてです。

具体的には、30ページに本条例の目的を達成するため、別の条例で定めるところにより基金を設置するとありますので、大きな方向性が条例で認められれば、基金の運用についてまた議論がされると考えておりますが、何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 次に、第6章の市民動物園会議についてです。

性格をもう少し明確化しようということだと思いますが、ご意見やご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 最後に、附帯意見です。

こういう意見をつけるべきだというご意見も含め、ご提言がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 これ以降は、参考資料として、名簿、会議開催結果、法令等関係規程です。参考にした、引用した文献があればつけていただくということも考えていただければと思います。

それから、アンケート調査の結果もつけられております。

駆け足で申し訳ありませんでしたが、ざっと見てきました。

全体を通じて、言い残したこと、さらに必要なことがありましたら、お伺いしたいと思います。

○有坂委員 前文について言い忘れたことがあります。

3段落目の「地球上から絶滅する生物種は」で始まる文です。種が減っている、絶滅のスピードが上がっていることが書かれていますが、その理由が書かれていません。減っている理由が重要で、生物多様性を保全するために、市民が参加しなければならない理由の説明にもなると思います。

しつこいようですけれども、種の絶滅速度が4万倍になっているということは、環境省の環境白書にも載っていますし、数字が出てくるものは特に根拠が欲しいのです。なぜそう言えるのかは根拠とともに説明し、引用元を載せていただければと思います。

また、理解していないのかもしれませんが、文章のみではなく、図を使って説明することができないのですか。頂いた資料にある概念図は分かりやすいので、こういうものを中に入れ込んではどうでしょうか。入っていたほうが見やすいかなと思います。

そして、アンケートのところですが、これはどのように作成しているのでしょうか。アンケートはつくり方や設問のし方によって回答が結構変わってくると思います。つくり方に配慮されていること、工夫している点があれば教えていただきたいと思います。

○吉中議長 この提言を市長に提出した後、市役所内あるいは市民を巻き込んでさらに議論されていくのだと思いますが、そういう中でも根拠をはっきりと持っておいたほうが武器になると思います。一般の方に全部を見ていただくのかどうかは別としても、お手持ちでもレファレンスをはっきりさせておいたほうがいいのかと思います。

この図は検討部会で議論はされているのでしょうか。

○事務局(森山調整担当係長) 資料として手元に置きながら話していることはあるのですが、これはこうあるべきだということを出しているものではありません。ただ、こういうことになりますねという意味で図は使ってきましたので、条例の考え方や構成について説明するところに図をつけるなどの工夫はできるのかなと思いました。

○吉中議長 私の理解では、この提言書は、あくまで、札幌市にお渡しするものであって、

これを市民の人に見ていただいて、意見をもらうものではないと思っているのです。

この後にご意見をいただければと思ったのですが、今回いただいたご意見を踏まえ、修正すべき箇所は修正した上で提言書を提出した後、パブリックコメントがありますけれども、それを待たず、どうやって市民の意見をうまく吸い上げていくのか、ディスカッションできる機会をどうやって設けるかというところでこの提言書をどうやって見せるのかという工夫が要るのかなと思っています。

そのことについて申し上げますと、市民動物園会議のメンバーそれぞれがいろいろな場面でインフルエンサーとしての活躍が期待されていると思いますので、提言書を提出した後、市役所でも結構もまれ、ぎりぎり役所の中で交渉が始まると思うのですが、もし市民動物園会議としてこういう提言を上げたということであれば我々にも責任がありますから、どうサポートできるかは考えたいと思います。そういう中で具体的にどう市民にアピールできるかについてもぜひお知恵をいただきたいと思っています。

ほかにございませんか。

○太田委員 全体を通して、一番引っかかるのは第3章の登録です。

登録のところはすごく議論されたのではないかと思いますし、第2種動物取扱者までということについても相当議論されたのではないかと思います。逆に、動物園条例に当てはまらないと市が判断したところから異論が出てしまうのではないかという気がしています。その辺の議論はあったのでしょうか。

○金子委員 これは事務局からも補足をお願いしたいと思いますが、最初に申し上げたように、当初、動物園条例は円山動物園条例という頭もかなりあったのです。ですから、登録制ということは当初の案にはありませんでした。ただ、議論していく中でといいますか、市長の公約の中で、動物園というのは、円山動物園だけではなく、札幌市動物園条例ということで、円山動物園以外にも該当するところは条例の対象となりますというような形だということを経途中で再認識して、では、どこが動物園か、誰が決めるのかという話になったわけです。

某施設について、あなたのところは動物園だから条例対象ですよとする一方、例えば、フクロウカフェや猫カフェはどうするのかという話が出て、それについても議論になったのですけれども、そこは対象にならないだろうという意見があったのですが、では、どこが判断するのかです。しかし、札幌市がそうした線を引くのはかなり厳しいだろうということで、妥協案といいますか、自分のところは、この条例の理念に賛同します、協力しますというところは自ら手を挙げてもらうことで登録制ができたのです。

ですから、この登録制は、札幌市が指定するのではなく、こういう条例だったら動物園条例の施設として自ら手を挙げて、それを第三者機関が審査して、あなたのところは登録園館となります、そして、登録に当たっては予算なり技術的支援をしましょうというものになったのです。

このように非常に微妙なバランスの中でできているのが第3章なのです。

○事務局（小菅参与） 今、金子委員からご発言がありましたけれども、これについては当初から議論があつて、皆さんの頭にある某施設がかなり話題になりました。でも、彼らは動物園と名乗っているわけではありません。彼らは一言も動物園とは言っていないのです。でも、多くの人が野生動物を飼って展示しているから動物園と言っているだけなのです。ですから、この条例では動物園の定義を載せたのです。こういうことをきちんとやっているところを動物園と言いますよと規定してあるわけです。これは初めてのことだと思うのですけれども、そういう趣旨であります。

これを読んで、多くの人が某施設はこの条例で言っているものとは当てはまらないねと思つてくださることが重要だということです。多くの市民、あそこは動物園だと思つていた人たちが、条例を読んでみると、あそこは動物園ではなかったのだと、変な話ですけども、私たちが間違えていたと思つてくださって、動物園とは何ぞやということをみんなが理解し、活動してくれれば、行く行くはその方向性になっていくと思うのです。

現実に、ヨーロッパには、今、皆さんが知っているようなA級の動物園だけかと思つてしましますが、実はB級もC級もあつたのです。例えば、ボーン・フリー財団の人たちが動物園とはこういうものではないと言つて、多くのNPO法人の人たちがそれに賛同し、様々な活動を繰り広げていった結果、これでいいのかと思つていた動物園、動物園だと思われていたところが経営危機に陥ってどんどん廃業していったのです。そういうふう淘汰されていったのです。

イギリスは違いますよ。あそこには法律があつて、動物園とはこういうものだと決まつていまして、そうではないところが動物園と名乗ったら違反です。しかし、ヨーロッパ諸国は違います。そこで、自分たちの動物園観をきちんと形づくつていったのです。

ですから、この条例をきっかけに動物園とはどういうものかを考えていただいて、その結果、札幌市内にある野生動物を飼育している責任がある施設についてはこういうことをしっかりやって、動物園となつてほしい、だめならやめていただきたい、そうなつてくれればいいのではないかと思ひ、検討部会ではそういう発言をしました。

ただ、問題は、この条例でここはだめだからやめてしまえということとはできないということです。そこで、では、動物園という名前をつけるのはやめてください、それはできませんかと聞いたのですが、それもできないのです。だったら、金子委員におつしやつていただいとおり、手を挙げていただいて、この条例に合うところは、規模の大小は考えなく、一緒にやっていけるところを、それはNPO法人でもいいのですが、生物多様性に関わることをきちんとやって、生き物を継代飼育し、域内保全に関わつていけば登録してもらい、一緒にやりましょうというものになればいいなという思ひで議論しました。

○事務局（加藤円山動物園長） 参与がほとんど言いましたけれども、日本国において、動物園水族館についてはしっかりと定義がないのです。ですから、私が犬5匹を飼つて加藤動物園と言えるのです。それが動物園水族館業界を不安定にさせている一番の要因なのです。

これは、札幌市内にしか通用しない条例ではありますが、動物園とはこういうものと定義することにより、それがよそのまちにも影響を及ぼしていけばと思っているのです。そして、そういうことをもって動物を飼育している施設が全体的にレベルアップしていけばいいということです。

この条例には登録とありますので、少なくとも札幌市の登録動物園、登録水族館ですと言えるようになりますから、そういった意味では、この条例の理念ややろうとしていることに合っているところはその部分でイニシアチブを取れるのかなと思っています。

○太田委員　ちょっと議論が外れるかもしれませんが、札幌市の動物園条例で服を着せたり、ショーのようなものをしたりするのに認めないということでしたよね。でも、隣のまちのおたる水族館でのアシカショーやイルカのショー、旭山動物園のペンギンの散歩などについても議論が尽くされているのでしょうか。

この委員会では動物園条例での動物園とはこういうものと説明する機会や責任があると思っています。理解したいのです。私たちは、どう答えればいいのか、教えていただければと思います。

○事務局（小菅参与）　基本にあるのは動物福祉がどれだけ担保されているかだと思うのです。

ショーかショーではないかということと言うと、例えば、今、ペンギンの散歩のことをおっしゃっていましたよね。あれはペンギンにやらせていると見えるかもしれませんが、僕たちは扉を開けるだけで、追い出すことは一切しません。そのときに出たいペンギンが出るのです。そして、これで帰りなさいではありません。散歩を自分の意思で自由にやるだけです。嵐の日で4時間帰ってこなかったということがあるのですけれども、だっこして戻すことはしません。そうすれば、ショーとなるのかもしれませんが。あくまでも動物の意思でやるということを経準にしています。

動物福祉に最大限配慮して、彼らの自由意思でどうやっていくかなのです。先ほど太田委員の言ったショーかショーではないかというのはそこだと考えています。

これも種によって違います。でも、それはきちんと科学的に見ていけば分かることだと思います。そのために動物福祉委員会をつくるわけで、そこで判定できると思います。

それに、言い訳ではありません。言い訳は科学的ではないですからね。でも、それはやっていけると思います。ただ、基本になるのは動物福祉が飼育のベースにしっかりと根づいているかということだと思います。

○太田委員　もし誰かに聞かれたときには、第三者委員会できっちりと審査するので、札幌市は自信を持って登録者を選定しますと言えばいいのですね。

○事務局（小菅参与）　自信を持って答えていただければと思います。

○事務局（加藤円山動物園長）　検討部会では、太田委員がおっしゃったような野生種との触れ合いや擬人化についても第2章に載せるという話があったのです。しかし、いろいろな議論をしている中で、一足飛びにそこまで行くのはなかなか難しいので、動物福祉に

配慮するということになりました。しかし、円山動物園は、もう一步先に行くべきだから、それはやらないということを宣言しましょうということでもとまりました。

○吉中議長 動物福祉については、定義のところでもしっかり科学的指標に基づいてと書かれてあるので、運用に当たってもそれをしっかりと担保することが必要だと思います。

このほか、全体を通じて何かございませんか。

○有坂委員 登録の(19)に支援のことが書かれていますよね。

「科学的な」というところで、動物福祉に関しても科学的知見は常に更新されていくと思います。最新の知見を共有するといいますか、円山動物園か札幌市かは分かりませんが、1年に1回なのか、研究者と最新の情報をしっかりと共有し、取り入れるということを登録の基準、あるいは、要件に入れておくといいのかなと思いました。

○事務局(小菅参与) 動物福祉について科学的視点でどう見るかですが、世界中のどこを探してもこれをやればよいというものはありません。状況によってどういった科学的指標を使うはまちまちでして、表にしてこういうことができていることとするというものをつくることはできません。

ただ、登録している動物園に円山動物園に集まっただき、現時点での考え方をきちんと伝えることはできますので、それをきちんとやっていきましょう、評価はこういうふうにやりましょうということとは年1回でもやっていけると思います。

部会でもそういう話になっていましたので、きちんとやっていきたいと思います。

○吉中議長 今の点については、21ページに生物多様性の保全という観点からの技術的指導・助言がクローズアップされていますけれども、動物福祉についてもそうだと理解してよろしいかと思います。

ほかにございませんか。

○宮本委員 25ページのお考えを聞かせてください。

野生動物の擬人的な表現についてです。

私は円山動物園でコープさっぽろのプログラムをやっていますが、トドックのマークは明らかに服を着ているのですよね。ああいうものはどうするのでしょうか。円山動物園ではどこまで介入していくのか、円山動物園からお願いしてやめようねというアプローチをすることでこの条例の存在をアピールしていくのかです。

今、トドックマークを見てどうしようと思ったのですね。

○事務局(加藤円山動物園長) ホッキョクグマを擬人化しているのか、ホッキョクグマをモチーフにしたキャラクターなのか、そういう考え方だと思うのです。では、TVhのシロクマセブンはどうだともなるわけで、それはそれとして別物と考える場面もあるということですね。

例えば、ララの写真に「おはようございます」というような吹き出しをつけるのはバツですということですね。ホッキョクグマはしゃべらないからです。

キャラクターとして別物なのか、明らかに動物なのかという考え方ですね。

○事務局（小菅参与） 実は、擬人化については物すごく議論がありました。擬人化を完全に否定できないという学者もいます。

というのは、心臓が1分間で何ぼ脈打っているかを判断するとき、人の指標で判断しているだろう、それは擬人化だと言う学者もいるのです。ですから、ここでは展示及び教育に関して擬人化しないということなのです。

例えば、動物に餌をやることがあります。これはお客さんがやってはだめだけれども、飼育員はやるのです。例えば、ターゲットトレーニングとあって、いろいろな条件づけをしてやらせていくのですが、これも擬人化と言えれば擬人化です。でも、目的が違うのです。そこで明確に書いたのですが、展示及び教育については擬人化を行わないということなのです。

学者はこれは難しいよという話をしていましたけれども、札幌市円山動物園では、そうして人と動物では感覚も違えば考え方も違う、それを尊重していきましょう、そういう姿勢で展示し、教育しましょうということを言いたかったのです。

これは、かなり先進的なものではないかと思っております。

○宮本委員 例えば、象のキャラをつくります。そのとき、象が出てきて、僕は何とかと言うのはなしということですね。

○吉中議長 なかなか面白いディスカッションだと思いますけれども、円山動物園動物福祉委員会に諮り、慎重にやっていくと書いてありますので、そうしたところで一つ一つを具体化していくのではないかと思います。

今日、いろいろなご意見をいただきました。ただ、こんなものは駄目だというようなご意見はなかったと思っております。細かい文言について、こうしたほうがいいのではないかということ、あるいは、書かれてあることの意味することは何ですかということで検討部会の議長や事務局からお答えいただきました。

今後の進め方について、事務局としては何かお考えはありますか。

○事務局（森山調整担当係長） 今いただいたご意見について、この会議の場で委員の皆様が一致しているものは、そのとおり、提言書に反映したいと思っておりますが、完全に一致しなかったものをどのように反映するのか、その方法については確認したいと思っております。

○吉中議長 それでは、私から提案です。

私の今日の印象では、大まかなところについては、先ほど申し上げたとおり、これでいいのではないかと判断していますが、細かいところの修正については事務局でしていただいて、事務局で判断できないところは、個別に委員と相談していただく、あるいは、私が確認させていただいて、私の責任で成案としてまとめたいと思います。

できれば、事務局で修正したものを特に指摘していただいた委員に確認していただいた上で成案としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中議長 どのくらいの時間でできるかは分かりませんが、修正したものを見ていただいて、まとめたいと思いますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

もし言い足りない、言い忘れたことがありましたら、今週中までに事務局へ送っていただければ、それも含めて検討いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○矢野委員 よろしいですか。

この条例案を見て、附帯意見についてですが、最高裁の判例によると、地方自治法第14条第3項で懲役や禁固、罰金、拘留、科料とあるのです。

秋元市長にはご理解をいただけて、実行してくれると思うのですがけれども、次の市長になった場合です。そういうことがありますので、それを附帯意見の中に書き込んでほしいなと思います。

○吉中議長 附帯意見に具体的にどういう意見を書き込むべきとのお考えかを教えていただけますでしょうか。

○矢野委員 地方自治法第14条第3項の規定を遵守するというで分かるかと思いますが。どの条例を見ても全部に罰則がついているのですね。しかし、これには罰則がないので、附帯意見として申し述べたらどうかということです。

○吉中議長 (2)で罰則を伴う規制の必要性も今後検討すべきとありますので、そこに地方自治法の規定を踏まえということを入れたらよいということですね。

○矢野委員 地方自治法第14条第3項を加えてほしいのです。

○吉中議長 ここに適しているかどうかは別として、趣旨は承りました。罰則規定をしっかりと設けるべきだということで、それは法律でも行うことができるようになっているという考えで附帯意見を書くべきだということですよね。

○矢野委員 そうです。今の市長はいいとしても、どうなるかは分かりませんよね。2050年に向けてということもありますので、罰則もありますよということを加えてほしいなと思います。

そして、19ページの上から9行目です。

ここに「方人命」とあるのですが、これは漢字が間違えているということでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） こちらは誤字でございます。正確には「法人名」です。

○吉中議長 それでは、次へ移ります。

議題2の円山動物園ビジョン2050第1次実施計画の進捗状況についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（小原経営係長） 円山動物園ビジョン2050第1次実施計画の進捗状況についてです。

資料2をご覧ください。

昨年ですが、基本方針ビジョン2050により円山動物園の進むべき道を示させていただきましたが、それに伴う2019年度から2023年度までの期間に関して、第1次実施計画というものを今年3月に策定させていただきました。

皆様がお持ちの緑色の冊子の24ページ以降に具体的な事業や取組ということで、それぞれの数値目標を記載しております。

具体的な取組についてですが、保全、教育、調査研究、リ・クリエーション、動物福祉ということで、この5点を重点項目と捉えております。そして、それぞれの代表的な指標を挙げておまして、本日は2019年度の結果についてご報告させていただきます。

なお、市民動物園会議での報告が終了し、内容についてご了承いただきましたら、ホームページ等で市民の方々へ公表させていただきます。

まず、保全についてです。

一つ目の代表的な事業としては、飼育展示していく動物種の推進事業です。

具体的な事業内容は右側に記載させていただいておりますが、円山動物園では、ビジョン2050において、飼育展示していく動物種の考え方として、推進種、断念種などの枠組みを決めましたが、この中で、推進種、希少種について積極的に取り組んでいこうということを指標として設けております。

先ほどお伝えしましたとおり、第1次実施計画は2019年度から2023年度までの計画期間でして、まず、計画の前年である2018年度はどうか、また、最終年度の2023年度にはどのような目標とするのかが指標の横にある数値となります。

飼育展示していく動物種の推進事業の指標については繁殖のところになるのですが、2018年度から2023年度にかけ、10種の繁殖を成功させたいと考えております。

なお、太枠で右側に2019年度末での進捗状況を記載しておりますが、現在、オランウータンをはじめ、4種となっております。この内訳は、こちらに記載のとおりです。

また、数値目標は一つですが、四つの事業が重なり合って一つの指標としているものがあります。先に数値目標だけお伝えしますと、生息域内保全活動の実施回数ということで、単年度平均になりますが、2018年度は11回としているものを2023年度には20回行いたいと考えております。

具体的には、種の保存推進事業、ホッキョクグマ保全推進事業、オオワシプログラム推進事業、ニホンザリガニプロジェクト事業です。この四つの事業をもって、生息域内保全活動の実施回数について、2018年度は11回だったものを20回に増やしたいと考えております。

なお、結果ですが、2019年度は26回ということで、目標の20回を上回っております。具体的には、太枠のところに書かせていただきましたとおり、コウモリ調査をはじめとする実地調査などがあります。

続きまして、2ページをご覧ください。

こちらは、重点項目の教育の観点から二つの代表的な事業を書いております。

それぞれの事業に対し、それぞれ一つの指標を掲げております。

1点目は、動物たちの魅力をより深く伝える解説の実施です。

具体的には、園内における解説やガイドを実施します。2018年度は1,277回行

いましたが、2023年度には1,350回行いたいと考えております。結果ですが、2019年度は1,017回行っております。

残念ながら、2019年度の後半にかけ、新型コロナウイルスの関係があり、円山動物園を休園いたしました。そういったことが影響し、目標達成もそうですが、2018年度の1,277回を下回っております。

次に、地域の環境教育の拠点機能の強化事業です。

こちらについては、総合学習などの受入れ人数を指標としております。2018年度の8,968人のところ、2023年度には1万人に増やしたいと考えております。なお、2019年度は1万1,435人ということで、目標を達成できております。

ちなみに、ガイドのほうについては、どちらかという個人を対象にしたものが多いのですが、これに対して、二つ目の総合学習のほうは小学校や保育園等の団体を対象にした解説が多くなっております。2019年度は、ゾウ舎がオープンしたこともあり、団体からの受入れ希望がありましたが、そういった方々は夏から秋にかけてたくさん来られましたので、総合学習のほうについては新型コロナウイルスの休園の影響は受けておりません。

続きまして、調査研究についてです。

一つの事業に対して二つの数値目標を掲げております。

まず、動物園における調査研究と情報発信の推進事業です。

専門的な方々へ研究内容を発表するというところで、学会等で調査研究内容を発表した回数についてを指標としておまして、2018年度に3回だったものを2023年度には5回まで増やしたいと考えております。なお、2019年度は14回ということで、目標を大幅に上回る発表回数となっております。

この要因ですが、2019年度は、札幌市で全国的な会議である種の動物園会議、これは、日本動物園水族館会議と円山動物園の主催で開催させていただいたものですが、このように開催場所が近かったということがあります。

これに対して、調査研究内容の情報発信です。

先ほどのものはどちらかという専門的な方に対してお伝えするものですが、研究内容について、市民をはじめとした一般の方々に広くお伝えしようとする目的があるものです。

2018年度に0回だったものを2023年度には5回まで増やしたいと考えております。結果ですが、2019年度は1年間で3回実施することができました。なお、内容については太枠内に書いてあるとおりです。

次に、リ・クリエーションについてです。

二つの事業に対して、それぞれ一つずつ指標を設けております。

まず、円山動物園おもてなし事業です。

国内外の観光客誘客及び来園者の観覧環境充実のため、リーフレットや動物解説板、Wi-Fi環境の整備、ホームページの閲覧のしやすさの向上を行いたいと考えております。

こちらは国内外の観光客の誘客をターゲットに考えておりますので、指標は、冬期来園者数、具体的には11月から3月までの来園者数としていまして、2018年度に25万4,505人だったものを2023年度には30万人まで増やしたいと考えていました。

しかし、2019年度は15万4,153人ということで、2018年度を下回っております。要因は、先ほどお伝えしたものと同じですが、新型コロナウイルスの影響で外出自粛が始まったことが大きく、特に海外からのインバウンドが減っており、このような結果になっております。

次に、観覧ルート別マップ作成事業です。

ご来園される方は、親子の方や車椅子利用者、休憩しながらゆっくり歩きたいご高齢の方など、様々な方がいらっしゃいます。さらには、観覧時間に余裕がない方など、様々な事情がある方でも動物園を楽しめるようなお勧めの観覧ルートを示したマップを作成してはどうかというものです。

ただ、2019年度はマップの作成まで行きませんでした。でも、目的は、来園者の満足度を上げるということとして、指標は掲げさせていただきました。

なお、2019年度の結果ですが、展示動物がどうでしたか、案内ボードの解説についてはどうですか、職員の接遇はどうでしたかなど、様々な観点から満足度調査を行ったところ、98%の方から「大変満足した」、もしくは、「満足した」というご好評をいただいております。

今回、98%となりましたが、円山動物園としては、不足しているところが多分にあると認識しておりますので、さらなる向上を目指して頑張っていきたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。

動物福祉の関係で2点の事業を挙げております。

まず、予防医学の観点に立った健康管理の取組です。

人間の世界同様、動物の世界におきましても、病気になってから治療するのではなく、いかに健康な状態を保つかが大事です。そういった中で、ハズバンダリートレーニングを実施していくこととしていまして、2018年度は19種だったものを35種まで増やしたいと考えております。結果ですが、2019年度は20種となっております。詳細については太枠内にあるとおりです。

次に、動物福祉強化事業です。

世界動物園水族館協会が、加盟施設に対し、2023年度までに動物福祉に関する自主評価を完了することを求めていることに鑑み、円山動物園も加盟している日本動物園水族館協会が策定するガイドラインにより、自主評価を実施することとしております。

2018年度は未実施ですが、2023年度には実施完了という目標としております。

残念ながら、2019年度現在では達成しておりませんが、実施完了を目指し、鋭意努力してまいりたいと考えております。

最後に、来園者数の推移について、昨年度はどれだけの方がご来園されたかをご説明い

たします。

右側の太枠で囲んだところが昨年度の来園者数でして、102万1,282人となっております。2018年度と比較しますと、約1万人増えております。2018年度は、ホッキョクグマ館のオープンにより、増えたという実績があります。また、2018年度から2019年度にかけて、ゾウ舎がオープンしたということで、こちらの効果があつてしかなるべきなのですが、先ほどから何度もお伝えしておりますとおり、今年の2月頃から新型コロナウイルスの関係で、冬場の来園者数がかくっと落ちており、特に3月については円山動物園が休園になったこともあり、一昨年度と比べ、1万人増の102万1,282名となりました。

○吉中議長 第1次実施計画の2019年度までの進捗状況についてご報告をいただきましたが、ご質問やご意見は何かございませんか。

○有坂委員 コロナがいつ終息するかは分かりません。しかし、目標値としては、来園者数など、いろいろなものがあると思います。来年度の対策といたしますか、どう考えていらっしゃるのか、聞かせていただければと思います。

○事務局 円山動物園では、ビジョン2050で基本方針を掲げてきたときもそうですが、以前のように、100万人を目指すなど、人数ありきで動物園の運営をしようとは考えておりません。その上で、来園者数の実態はどうかですが、9月末現在、昨年度と比べて6割ほど減少しております。幸い、10月に入り、大型施設がオープンする前の半期の来園者数となりますが、戻ってきています。

ですから、私どもとしましては、コロナが来ようが運営は変わりませんので、ひたむきに運営していきたいと考えております。

○吉中議長 ほかにございませんか。

○矢野委員 全然関係ない話ですが、人間用のコロナのワクチンが開発されていますが、それは動物も接種できるものなのでしょうか。

○吉中議長 獣医の先生でお分かりになることはありますか。

○事務局（黒川動物診療担当課長） 新型コロナウイルスが動物にもかかるということでご心配をいただいていると思うのですが、ワクチンについては、人間についても副反応が出るのではないかと、むしろ反応が大きく出てしまうのではないかとということも懸念されています。

でも、まずは猿などの人間に近い動物で実験されるのではないかと思いますので、その類であれば効果が出るということも考えられるかと思えます。

○吉中議長 注意深く状況を見ていただければと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 立派なビジョンに基づいて実施計画ができ、単年度ごとの進捗をしっかりと公表していくということだと思います。

私からですが、こういう実施計画があって、今ここまで進んでいるのだということをごできるだけ分かりやすく一般の方にお伝えしていく工夫をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題3の新着動物等についてです。

ご説明をお願いいたします。

○事務局（山本飼育展示課長） それでは、新着・出産・転出等動物についてお伝えいたします。

資料3をご覧ください。

転入・転出・死亡・繁殖動物について、当園で管理する動物台帳に従って資料を作成しております。

まず、主な転入・転出動物の状況についてです。

5月29日に搬出したベニイロフラミンゴ3羽との交換で、6月16日に雄のモモイロペリカン3羽が八景島シーパラダイスから仲間入りしております。当園での飼育展示は約3年ぶりです。当園の環境にもすぐに慣れてくれたようで、プールで優雅に泳ぐ姿や元気に魚を採食する様子などが見られております。

9月14日には2歳の雌のキリンのユリカが他の動物公園から来園しております。来園直後から落ち着いた様子を見せておりまして、4歳の雄のテンスケとも相性がよさそうですので、数年後の繁殖成功を目指したいと考えております。

10月に入りまして、シロテテナガザルの搬出、搬入を行っております。雌のアイは千葉県市川市動植物園、雄のそらは埼玉県東武動物公園で新たな生活を送ることになりました。新天地でも元気に暮らしてほしいと思っております。

また、当園では、先住の16歳の雄のコタローの新たな繁殖相手として、市川市動植物園から推定19歳の雌のラーチャを受け入れました。既に同居しておりまして、互いに毛づくろいをするなど、相性はよさそうですので、今後の繁殖に期待しております。

次に、主な死亡動物についてご説明いたします。

資料中段になりますけれども、6月10日に人工育成しておりましたオオワシのひなが死亡しております。3月に羽化した個体で、順調に生育していたのですが、6月の気温の上昇とともに体調を壊したことをきっかけとし、死亡したと推測しております。

7月22日にシセンレッサーパンダの8歳の雌のギンが室内展示場で枝からの落下によるショック死と思われる事故で死亡しております。その後の監視カメラによる検証では、落下した枝までの高さは2メートルほどでしたが、今後、同様の事故を起こさないよう、展示場の床にチップを敷き詰めるなどの対策を取ったところです。

大切な動物を死亡させてしまったことを改めておわびいたします。

次に、2枚目になりますけれども、主な繁殖動物の状況についてです。

5月から7月にかけてまして、エゾユキウサギは、7頭の母親から合計21頭生まれております。1枚目の死亡動物の状況のところに戻っていただきたいのですが、6月から7月

にかけては5頭のエゾユキウサギが死亡しております。連続してありまして、感染症にでもかかったような印象を受けるかもしれませんが、そうではなく、これら死亡した個体は全て生まれて間もない、まだ状態が安定していないものとなります。

なお、エゾユキウサギの頭数が増えたことに伴って屋外放飼場を広くしておりますので、じっくりと観察することができるようになっております。

5月20日と6月25日には、絶滅危惧種のカムリシロモクが2年続けての羽化に成功しております。6月25日にふ化した個体は、残念ながら、7月31日に死亡してしまったのですが、5月20日にふ化した個体は、現在、カンガルー館で元気に暮らしております。

今年は、絶滅危惧種のキリンやシロテナガザルなど、繁殖に取り組むべき種を迎えることができました。動物園の役割の一つである種の保存に今後ともしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○吉中議長 新型コロナウイルスで入園者数が減っていることと飼育している動物との関係といいますか、入園者数が減って動物はどんな影響を受けているのかということはあるのでしょうか。寂しがっているのかということです。

○事務局（山本飼育展示課長） 休園期間中は、常に人がいる環境から人がいなくなりましたので、何かおかしいなというような感じはありましたけれども、僕らが行くと、人だという感じでこちらを見るということがありました。開園期間中はそんなに影響はなかったかと思えます。

○吉中議長 ほかにお聞きになりたいことはありませんか。

○矢野委員 コロナで世界の動物園の動物たちの状況はどうなのでしょう。

○事務局（加藤円山動物園長） 世界中のことまでは分かりませんが、先日、うちに来た象の母国のミャンマーと連絡を取ったところ、国の動物園ですが、民間が運営していて、休園になってしまい、収入がないので、餌代に困っているという話をしていました。

また、ヨーロッパの動物園では、このまま放っておくと、餌がないので、小さいものを大きいものに食わせていくしかないという話をしていたということもあります。

JAZA加盟園でも、民間では、クラウドファンディングでお金を集めるなど、大変苦勞されているところもあると聞いております。

○有坂委員 エゾユキウサギの繁殖に成功し、増えているようですが、ほかの園とのやり取りはあるのでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） 転入・転出の9月15日の欄を見ていただきたいのですが、旭山動物園に3羽行っております。

○有坂委員 円山動物園では特別多いのですか。

○事務局（山本飼育展示課長） 今、三十数頭ありまして、北海道の動物園の中では一番多いです。

○事務局（小菅参与） 実は、ユキウサギの繁殖は物すごく難しく、日本で初めて成功し

たのは多摩動物園です。そのとき、同時に旭山動物園でも繁殖に向けて研究していたのですが、全然できませんでした。なぜ多摩ではできたのかと思って、見に行きましたら、多摩の個体は森林総研で飼っていたユキウサギの繁殖個体だったのです。飼育下で繁殖した個体を繁殖させるのは、野生由来個体よりもずっと楽です。

しかし、円山動物園は野生由来個体を繁殖させ、その子どもたちが繁殖しているので、どんどん繁殖できているのだと思うのです。旭山動物園でも繁殖は一度したのですが、継続できず、今回、それで旭山に譲ったということです。

野生個体を入れて繁殖させるのはどんな動物でもすごく大変です。円山動物園は最初の1段階をクリアしたわけですし、特別に多いのというのはそういうことなのです。

○吉中議長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 以上で予定しておりました議題が終わりました。

その他に移りますが、ご発言いただける方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、これで今日の議事を終えます。

動物園条例の検討結果につきましては、先ほど申し上げたとおり、今日いただいたご意見を踏まえ、事務局で作業をしていただいて、それを見せていただき、必要があれば個別の委員にご相談し、まとめて、しかるべき時期に札幌市長に提出させていただきます。短い時間のうちにご意見をお伺いすることになるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、最後になりましたけれども、提言書としてまとめていただいた検討部会の金子議長、伊勢副議長をはじめ、委員の方々に対し、この場をお借りしてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。また、事務局の方も大変苦勞されたと思います。すばらしい提言書にまとまりつつありますので、最後に皆さんのご意見を踏まえ、さらにいいものにして提出したいと思います。

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（加藤円山動物園長） 長時間にわたり、ありがとうございます。

条例につきましては早々に整理し、ご提示させていただきます。

また、キリンやテナガザルなど、新しく繁殖が期待される動物が来たわけですが、円山動物園には、カバや虎、ライオンなど、長生きしてくれている仲間がたくさんいますので、彼ら彼女らのケアをしっかりとしていきたいと思います。

また、コロナについての話がありましたけれども、諸外国の例を見ると、飼育係がうつしてしまう例があるようですので、まずもって我々職員がかからないよう、しっかりと気をつけたいと思います。

本日は、ありがとうございました。
またどうぞよろしくお願いたします。

以 上